

議案第 75 号

宝塚市廃棄物の適正処理、減量及び再利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料 1 条例改正の概要

1 条例改正について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に、非常災害廃棄物等処理の再委託を受けた者が当該処理を他人に再々委託できる条文が追加され、項ずれが生じることから、宝塚市廃棄物の適正処理、減量及び再利用に関する条例の一部を改正し、公布の日から施行します。

なお、本改正は、条例が引用する法律の条項の繰り下げ（項ずれ）が生じたことに伴う形式的な整理であり、条例で定める規制内容や手続などに変更はなく、市民・事業者への実質的な影響はありません。

2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律関連の改正について（参考）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律(令和 8 年法律第 43 号)は、使用済の金属・プラスチック物品の保管又は再生を行う事業場(スクラップヤード)に規制を導入するとともに、非常災害により生じた廃棄物の適正、円滑かつ迅速な処理を一層推進するための制度的な措置を講じようとするものです。

なお、下記（１）については公布日(令和 8 年 6 月 19 日)から 2 年 6 月を、（２）については公布日から 3 か月をそれぞれ超えない範囲内において政令で定める日から施行されます。

（１）スクラップヤードへの規制強化

金属、プラスチック等の保管または再生を行うスクラップヤードに許可制を導入するほか、保管、再生の方法に関する基準及び罰則規定を設ける等の規制強化が図られます。

（２）非常災害廃棄物の処理の推進

令和 6 年能登半島地震等の災害の教訓を踏まえ、非常災害廃棄物の処理を推進する措置として、以下のとおり改正されます。

ア 都道府県及び市町村は非常災害廃棄物適正処理業者等と非常災害廃棄物の処理に関する協定を締結するよう努める

イ 市町村は一般廃棄物処理計画に非常災害時における一般廃棄物の適正な処理等に関する事項を追加する

ウ 非常災害廃棄物処理の再々委託を可能とする

エ その他、関連法の改正等